

改正案	現行
<p>（郵便貯金銀行の業務の制限）</p> <p>第三条 法第一百条第一項第一号に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 外貨預金の受入れ</p> <p>二 譲渡性預金（準備預金制度に関する法律施行令第四条第二号に規定する譲渡性預金をいう。）の受入れ</p> <p>2 法第一百条第一項第五号に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）第六条第二項の規定により銀行が行うことができる事務に係る業務（当せん金付証券の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に関するものに限る。）</p> <p>二 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十号）第二百二十八条第六項の規定により銀行が受託して行うことができる同法第二百二十七条第一項の申出の受理に関する業務</p> <p>三 保険業法（平成七年法律第五百号）第二百七十五条第二項の規定により銀行が行うことができる保険募集（郵便保険会社を所屬保険会社等として行う第九条第二項に規定する保険の種類（保険金の支払の事由が複数あるときの当該保険金の</p>	<p>（郵便貯金銀行の業務の制限）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 法第一百条第一項第五号に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 五（略）</p>

支払の事由の組合せその他同条第一項各号に掲げる保険の種類
の細目を含む。同項を除き、以下同じ。）の保険の保険契
約に係るものに限る。）

四 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第六十一条
第二項の規定により銀行が受託して行うことができる同条第
一項第一号、第二号及び第五号に掲げる事務（同号に掲げる
事務にあつては、同条第二項の厚生労働省令で定める事務に
限る。）に係る業務

五 確定拠出年金法第八十八条第二項の規定により銀行が営む
ことができる同法第二条第七項に規定する確定拠出年金運営
管理業（同条第三項に規定する個人型年金に係るものに限る
。）

六 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口
座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第八条
第二項の規定により同法第二条第三項に規定する金融機関が
行うことができる事務に係る業務

七 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座
の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第十二条
第三項の規定により同法第二条第一項に規定する金融機関が
行うことができる業務

（新設）

（新設）

(財務局長等への権限の委任)

第二十二條 法第八十五條第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、郵便貯金銀行又は郵便保険会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

一 法第七十七條第一項及び第二項並びに第四百四十五條第一項及び第二項の規定による報告又は資料の提出の求め

二 法第一百八十八條第一項及び第二項並びに第四百四十六條第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

2 前項各号に掲げる権限で郵便貯金銀行の本店以外の営業所その他の施設（郵便貯金銀行を所属銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二條第十六項に規定する所属銀行をいう。以下この項において同じ。）とする銀行代理業者（同條第十五項に規定する銀行代理業者をいう。以下この項において同じ。）の営業所又は事務所その他の施設を含む。）若しくはその子法人等（同法第二十四條第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者以外の者

で郵便貯金銀行から業務の委託を受けた者の施設（以下この条において「支店等」という。）又は郵便保険会社の本店以外の営業所その他の施設若しくはその子法人等（保険業法第二百二十八條第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは郵便保険会

(財務局長等への権限の委任)

第二十二條 法第八十五條第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、郵便貯金銀行又は郵便保険会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

一 法第七十七條第一項及び第二項並びに第四百四十五條第一項及び第二項の規定による報告又は資料の提出の命令

二 (略)

2・3 (略)

社から業務の委託を受けた者の施設（以下この条において「営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等又は当該営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により、郵便貯金銀行の支店等又は郵便保険会社の営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該郵便貯金銀行の本店若しくは当該支店等以外の支店等又は郵便保険会社の本店若しくは当該営業所等以外の営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該郵便貯金銀行若しくは郵便保険会社の本店、当該支店等以外の支店等又は当該営業所等以外の営業所等に対し、検査等を行うことができる。